

# 令和6年度から、保育料を無償化しています

※町では、令和5年度まで第1子、第2子を半額、第3子以降を全額無償化するなどの保育料の独自軽減に取り組んできました。令和6年度からは拡充して、無償化します。



## 《保育料（保育利用料）》

町は、国と県と連携して保育料を軽減するため、上記の表で算定された保育料を下記のとおりそれぞれ負担して、子育てを支援しています。

### 【真室川町保育料基準額表】

所得階層区分	保護者の所得 (町民税所得割) 区分	月額保育料(円)			
		0~2歳児		3~5歳児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1階層	生活保護世帯	全国一律で既に無償化 (国、県、町が連携して負担)			
2階層	町民税非課税世帯				
3階層	48,600円未満	19,500	19,300	全国一律で既に無償化 (国、県、町が連携して負担)	
4-1階層	48,600円以上 77,101円未満	30,000	29,600		
4-2階層	77,101円以上 97,000円未満	30,000	29,600		
5階層	97,000円以上 169,000円未満	44,500	43,900		
6階層	169,000円以上 301,000円未満	61,000	60,100		
7階層	301,000円以上 397,000円未満	80,000	78,800		
8階層	397,000円以上	90,000	86,100		

### 【山形県の独自事業】

4階層までの保育料のうち、1/2を山形県と町が連携して負担します。残りの1/2を保護者が負担します。

### 【真室川町の独自事業】

さらに、残りの1/2の保育料と5階層以上の保育料は、町が全額負担しています。

## 真室川町に住む保護者が支払う保育料

- 3歳～5歳児の保育料は、0円。
- 0歳～2歳児の保育料は、実質0円。

※保護者の就労状況によりお子さんが受けている認定（教育認定、保育認定）の区分により預けられる時間が異なります。  
お子さんが受けている認定を超えての利用（例：「延長保育」、「一時預かり」等）には別に利用料が発生します。  
利用料は、利用する施設ごとに異なりますので、施設にお問い合わせください。

## 《おかず・おやつ代（副食費）》

- 3歳～5歳児の1か月分のおかず・おやつ代は4,800円です。  
そのうちの一部を国が負担し、残りの費用を町が負担しています。



## 真室川町に住む保護者が支払うおかず・おやつ代

- 3歳～5歳児のおかず・おやつ代は、実質0円です

※教育認定（1号認定）を受けている子どもの長期休業期間中の利用や預かり保育にかかるおかず・おやつ代、保育認定（2号認定、3号認定）を受けている子どもの延長保育にかかるおやつ代は保護者負担となります。

